

令和3年度 秋田県介護ロボット等導入推進支援事業費補助金 計画募集のご案内

秋田県健康福祉部長寿社会課

秋田県では、介護従事者の負担軽減や業務の効率化・生産性向上による職場定着を図ることを目的に、介護ロボット等の導入に要する経費について一部助成いたします。

【事業内容】

1 対象事業者

秋田県内で介護サービス事業所を運営する者

2 補助額等

(1) 補助率 1 / 2

(2) 基準額 別紙のとおり

(3) 補助額 ① 導入経費の実支出額に補助率1 / 2を乗じて得た額
② 別紙にある各区分・項目毎の基準額
③ ①②を比較していずれか少ない方の額

(千円未満に 端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額)

(4) 補助対象から除くもの

- ① 交付決定前に購入の契約を締結したもの
- ② インターネット回線使用料等の通信費
- ③ 機器のメンテナンスに要する費用
- ④ 他の補助金を受けている機器等の費用
- ⑤ 振込手数料
- ⑥ その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

(5) 限度額 1事業所あたり300万円

(6) 介護ロボット等導入計画との関係

原則1計画あたり、1回の補助とする。

※ICT導入については、補助金交付要綱第7条(2)を確認のこと。

(7) 対象機器等

ア 介護ロボット機器

- ① 移乗介助、② 入浴支援、③ 移動支援、④ 排泄支援、⑤ 見守り・コミュニケーション、⑥ 介護業務支援 の分野で介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット

(URL：<http://robotcare.jp/> ロボット一覧参照)

イ 見守り機器導入に伴う通信環境整備

ウ ICT導入

記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能な介護ソフト及びタブレット端末など

※その他、詳細については「秋田県介護ロボット等導入推進支援事業費補助金交付要綱」を必ず御確認ください。

3 手続きの流れ 別紙のとおり

【計画募集に係る書類の提出期限】

令和3年7月12日（月）まで

※郵送の場合は、7月12日の消印まで有効とします。

【計画募集に係る提出書類及び提出方法】

1 提出書類

- (1) 令和3年度秋田県介護ロボット等導入推進支援事業事業計画書
- (2) 対象機器等に係るカタログ等
- (3) 対象機器等が通信環境整備の場合は、図面等
- (4) 対象機器等に係る見積書の写し

2 提出方法

書類1部を郵送又は持参してください。

※提出書類については、各法人ごとに取りまとめてのご提出をお願いします。

【お申込み・お問い合わせ先】

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1（※）

秋田県 健康福祉部 長寿社会課 介護人材対策班

（電話）018-860-1364

（E-mail）chouju@pref.akita.lg.jp

※郵送の際は、封筒の余白に「介護ロボット等補助金」とご記載ください。

【別紙】

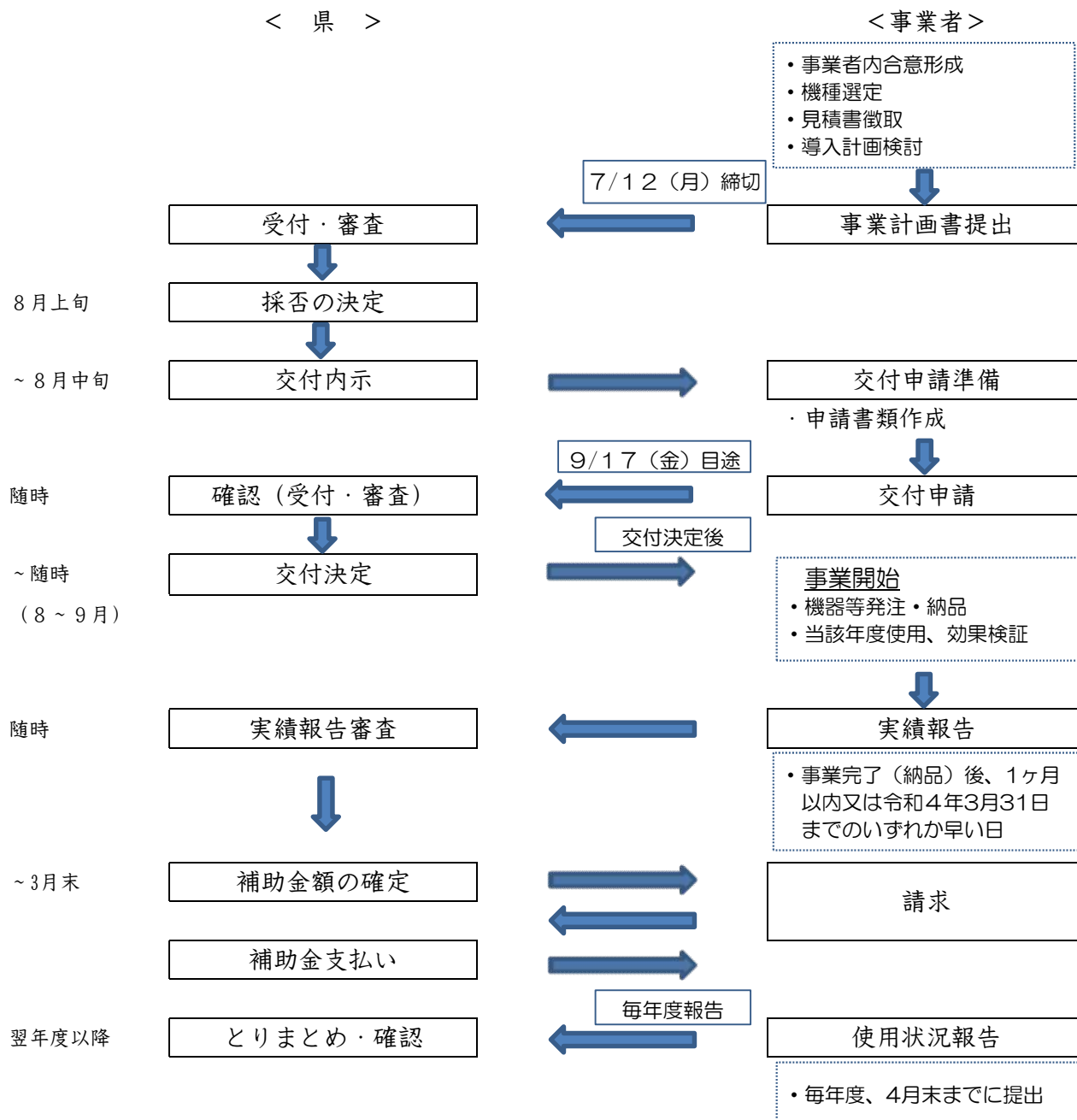
1 区分	2 項目	3 基準額（1機器あたり）
ア 介護ロボット機器	移乗介助	100万円
	入浴支援	
	移動支援	
	排泄支援	30万円
	見守り・ コミュニケーション支援	
	介護業務支援	

1 区分	2 基準額（1事業所あたり）
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	300万円

1 区分	2 事業所規模（職員数）	3 基準額（1事業所あたり）
ウ ICT導入	1人～10人まで	100万円
	11人～20人まで	160万円
	21人～30人まで	200万円
	31人以上	260万円

- ※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。
- ※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

【手続きの流れ】



【留意事項】

- (1) 予算額を超える応募があった場合は、①「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」の認証事業者(参加状況についても勘案)、②当該補助金のこれまでの補助実績、③導入予定内容(対象分野・機器等)、その他、公平性や補助効果などを考慮のうえ決定します。
- (2) 当該補助事業は、本年度中(令和4年3月31日まで)に完了(介護ロボット等の納品、支払い)する必要があります。
- (3) 補助金の支払いは、事業者から実績報告の提出、内容の審査・確認を経て補助金額の確定後、請求書の提出を受けてから概ね1ヶ月程度で事業者の指定口座へ入金となります。
- (4) 介護ロボット等の使用状況報告(※)については、導入した年度は、別途県で指定する日までに提出してください。その後、3年間は毎年4月末までに毎年度の使用状況報告書を提出していただくこととなります。
※ICT導入は、補助金要綱に記載の通り別途報告が必要となります。
- (5) ICT導入の導入計画及び導入効果は、交付要綱第17条の規定に基づき公表となります。
- (6) 今回の応募で予算額に満たなかった場合は、追加募集を実施する場合があります。